

再評価時再評価結果(令和3年度)

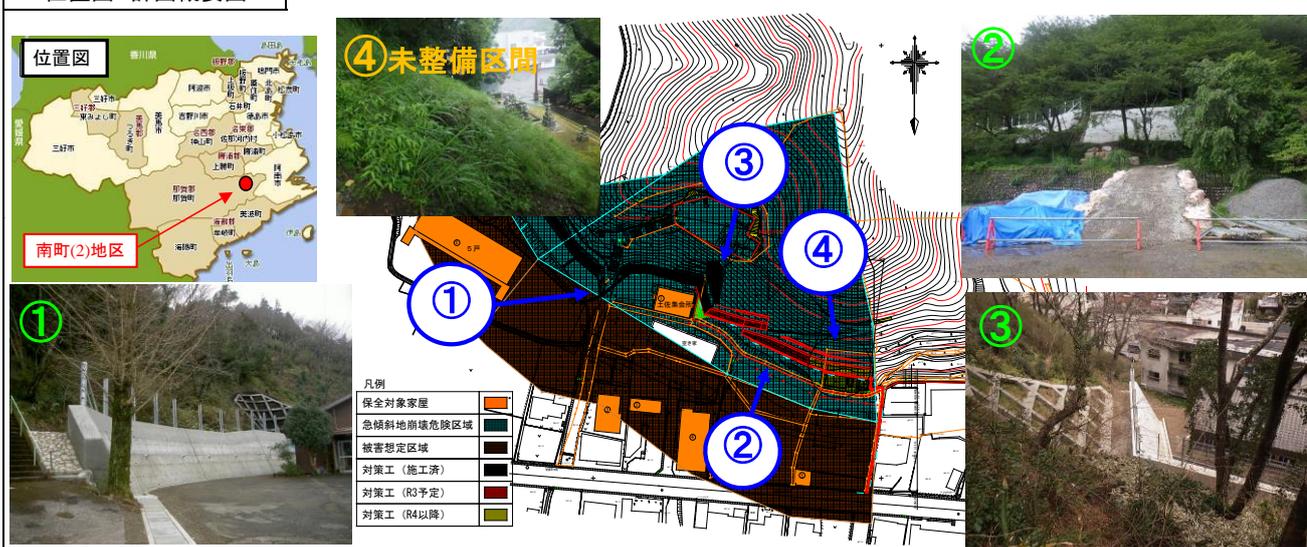
担当課 : 徳島県砂防防災課

担当課長名 杉本 孝誠

事業の概要

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	事業区分	急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	徳島県
事業箇所	那賀郡那賀町土佐	箇所名	南町(2)		
事業概要	急傾斜地崩壊対策施設 擁壁工L=120m				
事業の目的・必要性	南町(2)是那賀郡那賀町土佐字南町に位置する急傾斜地崩壊危険区域である。被害想定範囲内に、人家9戸、第2次緊急輸送路である国道195号、及び地域防災計画に記載された避難場所である土佐集会所が含まれる。本事業により、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うことで、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的とする。				
総事業費	135 百万円	進捗率	84%		

位置図 計画概要図



事業評価結果

事業全体の投資効率性	基準年度	B/C	残事業B/C	総費用	総便益
	令和3年度	6.2	23.7	185百万円 工事費・用地補償費 等	1,148百万円 人家9戸 等
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・人家の保全: 家屋被害等の軽減 ・人的被害の軽減 ・国道、市道の保全: 道路被害の軽減 				
ソフト対策	土砂災害警戒区域に指定済み(H22.3)である。また、土砂災害に係るハザードマップが周知されており、警戒避難体制の整備に寄与している。				
社会経済情勢等の変化	当該事業の実施は、土砂災害に対する地域住民の安全や避難路の確保、保全対象の被害の軽減等、防災面の向上に寄与している。				
事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画のうち、一部区間について、概成済みである。 ・今後は未整備の残区間について対策工を実施し、全体としては令和5年度(2023年度)の概成を目指している。 ・令和3年度の進捗率は事業費ベースで84%である。 				
感度分析	感度分析の結果においても事業の効果は確保されている。 事業費+10%:6.1, 事業費-10%:6.3, 工期+10%:6.2, 工期-10%:6.2, 資産+10%:6.8, 資産-10%:5.6 残事業費+10%:21.7, 残事業費-10%:26.1, 残工期+10%:24.4, 残工期-10%:24.1, 残資産+10%:26.1, 残資産-10%:21.4				
事業進捗の見込み	地元の協力を得ながら施工を行い、令和5年度(2023年度)の概成を目指して事業を執行する。				
対応方針(案)	継続				
対応方針理由	保全対象に大きな変化は無く、事業の必要性が確保されていることから総合的に判断した。				

※総費用、総便益は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。

継続の理由

未整備区間の保全対象には、地域防災計画に記載された避難場所である土佐集会所が含まれており、残事業の重要度は高い。また、想定される被害や社会的影響も大きく、事業の効果は高い。これらの状況を総合的に判断し、事業を継続する。